

佐野市監査委員告示第4号

公の施設の指定管理者監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和8年1月30日

佐野市監査委員 高橋 孝之

佐野市監査委員 井川 克彦

第1 監査の対象

令和6年度佐野市郷土博物館指定管理業務に係る出納その他の事務の執行
指定管理者 公益財団法人 佐野市民文化振興事業団
(市所管部署 教育部文化財課)

第2 監査期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月30日（金）まで

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料について、内容調査、照合、検査等を行うとともに、指定管理者及び市所管部署の職員から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査の結果

公の施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適正に執行されたものと認められた。